議案第２３号

# 守谷市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例

守谷市立学校体育施設開放条例（平成１９年守谷市条例第１号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 ６ 年 ３ 月１１日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

| 議 案 | 頁 数 |
|---|---|
| ２３号 | 1 |

守谷市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例

守谷市立学校体育施設開放条例（平成１９年守谷市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第６条見出し及び同条中「時間」を「日時」に改め，同条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず，１２月２８日から翌年１月３日までの日については，開放を行わないものとする。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第６条関係）　開放日時

| 区分 | 開放日時 | |
|---|---|---|
| | 月曜～金曜 | 土曜・日曜・祝日 |
| 小学校体育館 | 午後５時から午後１０時まで | 午前９時から午後１０時まで |
| 中学校体育館 | 午後６時から午後１０時まで | 午後６時から午後１０時まで |
| 中学校格技場 | 午後６時から午後１０時まで | 午後６時から午後１０時まで |
| 中学校卓球場 | 午後６時から午後１０時まで | 午後６時から午後１０時まで |
| 小学校グラウンド | | 午前９時から午後５時まで |

別表第２を次のように改める。

別表第２（第７条，第１２条関係）　有料施設

| 区分 | １時間当たり使用料（円） |
|---|---|
| 小学校体育館 | １５０ |
| 中学校体育館 | １５０ |
| 中学校卓球場 | ５０ |
| 中学校格技場 | ５０ |

備考

１　使用時間には，準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

２　小学校又は中学校の体育館に設置された空調設備を使用する場合は，１時間当たり５００円を加算する。

附　則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の守谷市立学校体育施設開放条例の規定は，令和６年４月１日の開放施設の使用分から適用する。

提案理由（議案第２３号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、学校体育施設の開放開始時刻の変更及び体育館に設置された空調設備の使用料を設定するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

| 議 案 | 頁 数 |
| --- | --- |
| ２３号 | 3 |

守谷市立学校体育施設開放条例新旧対照表

| 改　　正 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （開放日時）<br>第６条　開放施設の開放日時は別表第１のとおりとする。ただし，委員会が特に必要であると認めるときは，これを変更することができる。<br>２　前項の規定にかかわらず，１２月２８日から翌年１月３日までの日については，開放を行わないものとする。<br>別表第１（第６条関係）　開放日時<br>【別記１】参照<br>別表第２（第７条，第１２条関係）　有料施設<br>【別記３】参照 | （開放時間）<br>第６条　開放施設の開放時間は別表第１のとおりとする。ただし，委員会が特に必要であると認めるときは，これを変更することができる。<br>（新設）<br>別表第１（第６条関係）　開放時間<br>【別記２】参照<br>別表第２（第７条，第１２条関係）　有料施設<br>【別記４】参照 |



参考資料

【別記１】

別表第１（第６条関係）　開放日時

| 区分 | 開放日時 | |
|---|---|---|
| | 月曜～金曜 | 土曜・日曜・祝日 |
| 小学校体育館 | 午後５時から午後１０時まで | 午前９時から午後１０時まで |
| 中学校体育館 | 午後６時から午後１０時まで | 午後６時から午後１０時まで |
| 中学校格技場 | 午後６時から午後１０時まで | 午後６時から午後１０時まで |
| 中学校卓球場 | 午後６時から午後１０時まで | 午後６時から午後１０時まで |
| 小学校グラウンド | | 午前９時から午後５時まで |

【別記２】

別表第１（第６条関係）　開放時間

| | 区分 | 開放時間 | |
|---|---|---|---|
| | | 月曜～金曜 | 土曜・日曜・祝日 |
| 体育館 | 小学校 | 午後７時から午後１０時まで | 午前９時から午後１０時まで |
| | 中学校 | 午後７時から午後１０時まで | 午後７時から午後１０時まで |
| 格技場 | 中学校 | 午後７時から午後１０時まで | 午後７時から午後１０時まで |
| 卓球場 | 中学校 | 午後７時から午後１０時まで | 午後７時から午後１０時まで |
| グラウンド | 小学校 | | 午前９時から午後５時まで |



参考資料

【別記３】

別表第２（第７条，第１２条関係）　有料施設

| 区分 | １時間当たり使用料（円） |
|---|---|
| 小学校体育館 | １５０ |
| 中学校体育館 | １５０ |
| 中学校卓球場 | ５０ |
| 中学校格技場 | ５０ |

備考

１　使用時間には，準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

２　小学校又は中学校の体育館に設置された空調設備を使用する場合は，１時間当たり５００円を加算する。

【別記４】

別表第２（第７条，第１２条関係）　有料施設

| 区分 | １時間当たり使用料（円） |
|---|---|
| 小学校体育館 | １５０ |
| 中学校体育館 | １５０ |
| 中学校卓球場 | ５０ |
| 中学校格技場 | ５０ |

備考　使用時間には，準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。